

市原市五井村  
山崎家文書

天保 10 年

為取替議定一札之事  
五井浦海苔日々木仕立てについて

平成 20 年

市原の古文書研究会

先月に続いて茂原市の立木村「高橋家文書」から。慶応4年（明治元年）、鳥羽伏見の戦いに始まった明治維新の戦いの勝利で明治新政府が誕生、徳川家は15代將軍慶喜が隠居、田安亀之助（家達）をもって駿河一円、遠江、陸奥（三河に変更）のうち70万石で辛くも存続が認められた。旧領を徳川宗家に引き渡すことに決まった7大名家に房総旧旗本領、幕府直轄領への玉突き転封が命じられた。浜松井上家は表高6万石、代々老中などの幕府要職を歴任した名門譜代大名で、その国替え先は市原郡を中心に埴生郡、長柄郡、山辺郡の一部と旧領飛び地で残った播磨国の2郡であった。明治元年12月先発隊が、翌2年2月には藩主正直とその家族も仮本営となった長南町の今関勘九郎家に到着、ただちに市原郡石川村の桐木原の原野を開発して鶴舞城の建設にとりかかった。本書は築城にあたって新しい所領の富豪らにあてた御用金割り当て兼請け書の写し、鶴舞城築城の記録は少なく貴重な第1級資料といえる。

「高橋家文書」に詳しい秋葉先生の解説では、高橋家は水野鶴牧藩領大庄屋時代、①嘉永3年海防御備向100両、②安政2年地震普請御用100両、③万延元年蛸殻町屋敷替え1000両を相次いで献金しており、今回の1500両を加え合計2700両、現在に換算すると2億7千万円ほどになるという。江戸時代多くの農民たちは貧苦の生活を余儀なくされたなか豪農たちに富が集中し、それをあてにした大名家のなりふり構わぬ金策ぶりも垣間みえる。

文書前年の明治2年、諸藩主は「版籍奉還」を願い出鶴舞県に、そして翌4年「廃藩置県」鶴舞城（藩庁舎）は工事なかばにして終結を迎えることになる。ちなみにこの年の鶴舞営繕費（築城経費）歳出は金5万両余。高橋家などの御用金が請け書どおり献金されてこの中に含まれたかどうか確認することはできない。

差し上げ奉る御受け一札のこと

- 一金千五百両 上永吉村（茂原市）（千葉）弥治馬
- 一金千五百両 立木村（茂原市）（高橋）喜惣治
- 一金千五百両 小草畑村（市原市）（鳥海）弥惣治
- 一金千三百両 箕輪村（茂原市）（石倉）権一郎
- 一金千両 松崎村（市原市）（東条）喜惣治（この後、茂原村1名を省略）
- 一金千両 上高根村（市原市）（永野）精三郎（この後、長柄町2名を省略）

右は今般鶴舞御普請御用につき前書のとおり調達方仰せ付けられ承知畏み候、これにより御請け一札差し上げ奉り候ところ、よってくだんのごとし。

明治三年正月 弥治馬、喜惣治、弥惣治、権一郎、喜惣治、精三郎（ほかを省略）  
 （鶴舞県）牧民局 御役所

牧民局  
 弥治馬  
 喜惣治

喜惣治  
 弥惣治  
 権一郎  
 喜惣治  
 精三郎

右の御用金は  
 一 弥治馬 千五百両  
 一 立木村 千五百両  
 一 小草畑村 千五百両  
 一 箕輪村 千三百両  
 一 松崎村 千両  
 一 上高根村 千両  
 以上合計 二万七千両  
 明治三年正月  
 弥治馬、喜惣治、弥惣治、権一郎、喜惣治、精三郎



鶴舞城址

為發編之一札之友

國事與津... 符之同書九月月中

御隨至津奉詔... 丁酉年五月

浦海... 近... 甚... 清...

御隨... 津... 津...

新... 浦... 津...

新... 浦... 津...

新... 浦... 津...

新... 浦... 津...

新... 浦... 津...

海濱... 村... 人...

... 古... 人...

音... 海... 自... 止...

... 種... 解... 人...

... 報... 人...

... 報... 人...

... 記

... 青... 年...

... 月



中流長在道

山陽新田

百餘年

山



利多南



權之印



右博村

百餘年

印平造



印平造



長海造



河原

百餘年

久之印



利平造



山之印



少幸村

百餘年

海吉原造

百餘年

利之印



山陽新田

村之村

抄



河景

日

久



日

利



山



少

海

日

利



冲

村

日

言



内

日

忠



中

百

中

组

為取替議定一札之事

南五井、出津、岩崎新田右村村一同、當、九月中、

御領主様江奉歎願候去ル天保四巳年五井

浦、海苔日々木為磯相仕立度趣、近江屋甚兵衛より

御領主様江奉御窺候處、両五井、出津、岩崎

新田浦方稼、差支之有無、御調候處、右

村々差障り無之趣、御受奉承伏候ニ付右願之通

被仰付然處、先年相仕立発舟之砌より追々

高之方江引上ケ候故歟、貝類蚶子等の湧方茂

相滅、小前一同迷惑之趣、申出候得共兼而被

仰渡候御趣意を重じ、村役人共ニ而差當

候處、再三、不得止事申出候ニ付、不願恐をも

當 御領主様江、海苔日々木相止度趣、

奉歎訴候處、種々御利解被御聞奉恐入

然處、御調中、同御領分より、扱人立入双方

懸ケ合い之上、行違之、廉々ハ扱人ニ而貰受

納得、熟談仕候、趣意左ニ記。



五井浦、海苔日々木者、當亥年相仕立  
場所者、其素形ニ而差置、来る子三月  
下旬ニ至り候ハバ早々抜払、来ル子年より  
海苔日々木仕立之義者、貝類蚶子肥取妨ニ  
不相成様、最初為磯相立候素形ニ准ジ  
其年之時宣ニ依、川水潤、宜敷場所五井  
浦方稼村々、海苔日々木仕立人、双方立合  
之上故障無之場所江相仕立可申筈、依て  
為後證之為取替議定一札、如件。

上總国市原郡北五井村

百姓代 喜三郎

天保十年亥年十一月 組頭 清左衛門

中嶋 長右衛門

岩崎新田

百姓代 新助

組頭 利三郎

名主 権三郎

為取替議定一札之事

南五井、出津、岩崎新田右村々一同、當九月中御領主様江、奉歎願候、去ル天保四巳年、五浦海苔日々木為磯相仕立度趣、近江屋甚兵衛より御領主様江奉御窺候處、両五井、出津、岩崎新田、浦方稼差支之、有無、御調候處、右村々差障り無之趣御受奉承伏候二付右願之通り被仰付然處、先年、相仕立発船の砌より、追々、高の方江引上げ候故歟、貝類蚶子等之湧方茂相滅、小前一同迷惑之趣、申出候得共兼而仰渡候御趣意を重じ村役人共二而差當候處再三不得止事申出候二付不願恐をも 當 御領主様江、海苔日々木、相止度趣奉歎訴候處、種々、御利解、被御聞奉恐入然處、御調中間、御領分より扱人、立入双方懸ヶ合之上、行違之廉々ハ、扱人二而、貰受、納得熟談仕候、趣意左ニ記。

五井浦海苔日々木者、當、亥年、相仕立場所者、其素形に而差置き来る三月下旬ニ至り候ハ、早々扱扱、来ル、子年より海苔日々木仕立之義者、貝類蚶子肥取妨ニ不相成様、最初為磯相立候、素形ニ准じ其年之時宣ニ依、川水潤宜敷場所五井浦方稼、村々海苔日々木仕立人双方立会之上故障無之場所江、相仕立可申筈、依而、為後證之、為取替議定一札如件

天保十亥年十一月

上総国市原郡北五井

百姓代 喜三郎 (印)

組頭 清左衛門 (印)

中嶋長右衛門 (印)

岩崎新田

百姓代 新助 (印)

組頭 利兵衛 (印)

名主 権三郎 (印)

出津村

百姓代 八郎右衛門 (印)

組頭 五郎兵衛 (印)

名主 長左衛門 (印)

河岸

百姓代 久三郎 (印)

同 利平次 (印)

組頭 山三郎 (印)

北五井村

百姓

海苔師惣代

名請人

利三郎(印)

御領分六ヶ村惣代

村上村

扱人

名主

吉兵衛(印)

西広村

同

同

忠平衛(印)

南五井村

百姓代

名主

組頭

中

# 新會員から一言

## 親不幸之極

山崎正夫

父の存命中の話である。都市計画で家の土蔵を立て替えるのを契機に、その時まで古い土蔵で眠っていた近世村方文書を整理、再保管したいと思った父は私に意見を求めた。勿論、私は賛成して、「どうせするなら、文書目録をつくり、課題をつけて管理した方がよい。その仕事は俺がひきうけるよ」と約束した。父は大変喜び、完成したら文書目録の表紙にして欲しいと、硯箱から筆を取り出し「近世村方文書目録 山崎家所蔵」と上質紙に書いて私に渡した。

それから数年して父は他界したが、父の存命中どころか、現在に至っても父との約束は果たしていない。このことで何も催促がましい態度は見せず、逝った父、あの時のうれしそうな顔を思い出すと申し訳ない気持ちでいっぱいだ。この四月以降、遠影の前に座ると、「お前も退職して、時間が出来ただろうから、今度こそ頼むぞ」と言われているような気がして、最近では時間を決めて机に向かうことにしている。

とは言っても、私の力量では史料を前に一歩も進まず一日が終わることが多い。しかし、今において父との約束を果たせる時はないと思ひ、悪戦苦闘の連日である。

最近、整理して興味を引いたのは天保四年（一八三三年）の南五井村の「宗門人別惣寄書上帳」と「為取替申證文之事」（一七七〇年）であった。

前者からは南五井村で当時、新田開拓が相当進んでいたこと、出作越石が総石高の約二四%であったことがわかる。農地を手放す農民の悲鳴が聞こえる。後者は五井・平田の両村が西広

村内の用水路改修補償に一二兩を払うことで合意した文書。「水論」はこの市原郡内でも多かったのだ。

## 古文書が語る五井村の事件簿（第一回） 「酒の上の喧嘩騒動」

山崎 正夫

(一) 事件の発生

事件は世情騒然とした幕末、文弘元丙午（一八六一）の夏に起こった。

五井村百姓与市が同年七月二十二日の夕方の四時頃、長柄郡本納村百姓作兵衛の倅・榮太郎と口論となり、翌日二十四日の夜十時頃に与市は死亡した。当然に、与市の遺族から訴訟が出されたが、代官所が仲裁に入り、示談が成立した。以下は示談の概要である。

当談者

(原告) 上総国市原郡五井村

百姓 与市妻ま津

(被告) 上総国長柄郡本納村

百姓 作兵衛

倅榮太郎

(二) 示談の内容

榮太郎は江戸に奉公していたが、

帰省が許された。途中、親友の五井村の与市宅を訪問することを思っていた。そこで二人は久しぶりの再会に、話も弾んだ。酒徳利もだいぶ並んだ。その内、つまらぬ事で二人は口論となり、取っ組み合いとなった。最初は、与市が榮太郎に手を出し、榮太郎が与市を振り払うと、なおも追いかけてきた。その時、与市は表入り口の敷居に横転したが、二人とも「酔醒候迄之内前後之覚無之」、榮太郎は与市に対して、「意恨等無之打擲致シ候儀」を詫言した。

しかし、翌日の二十四日夜、八時頃与市の容態が急変、意識不明となった。驚いた家族は村の医師高橋玄信に往診を頼んだ。「卒中」という診断であった。妻のま津や親類はいろいろ手を尽くしたが、二時間後の十時頃に与市は息を引き取った。

調査の結果、これは「余病ニテ相果テ候」となった。榮太郎も親友・与市の死を「愁傷」に感じている。

従って、妻のま津、親類は訴訟を取り下げることに同意して、「

同連印済口証文」を作成した。この「証文」が作成されたのは、

# 古文書が語る 五井村の事件簿

(第二回)

## 「天保の大飢饉と百姓の借金申し込み」

山崎 正夫

(一) 事件の背景

寛政の改革の目指した「財政再建・質素節約励行」はどこへやら文化文政時代に入ると江戸では川柳や狂歌、浮世絵等町人文化が栄え、上方文化に対抗できるまでに成長してきた。又、農村には商品経済が広く浸透し、関東の農村を中心に地主など豊かな農民と生活のために自分の土地を放さざるを

得ない貧窮農民の二極化が徐々に本格化していた。

そんな農村に襲いかかったのが天保の大飢饉であった。

文政一三年(一八三〇年)は天も順調で、村の小道には米粒が散乱するほどの大豊作であった。しかし、五十年前の天明の飢饉を子ども達の頃に経験した村の老人たちは、当時の華美になった村の生活、米価の高騰等を目の当たりにして、「もし、又、あの様な飢饉が起こつたら、大変なことになるな」と感じていた。しかし、彼らの予感不幸にも的中したのである。

天保に改元した一八三〇年以降二年、三年と天候不順(日照りと多雨)が続き、稲の病虫害も発生して作柄も例年の半作になってしまった。そして、天保四年になる

と、事態は更に深刻になった。

春先から低湿多雨の天候が続き六月に東北、八月に関東に暴風雨が重なり、作柄は半作、又は、三分の一作の酷いものであった。世に言う「天保の大飢饉」の始まりである。そして、この凶作は天保七年の飢饉ピークを迎えるまで続いたため、全国的な米市場の品不足を生み、米価は年々高騰していったのである。

この大飢饉のため、各藩では数方に及ぶ餓死者を生み、都市や農村には生活困窮者が溢ちあふれ、百姓一揆や打ちこわしが続発した。

五井村とても、飢饉の惨状は同じであった。

(二) 事件の発生

① 天保四年(一八三三年)暮、いよいよ生活に困りはてた南五井村の下宿・新田地区の小前百姓七三人は「御救夫食」に助けを求めたのである。これに対して、藩は条規に従って対処したので、農民たちもようやく、正

月を迎え暮れ末であった。次は、その時の農民たちの気持ち

が伝わってくる文章である。「都合七拾三人之者共一同奉願上候御定法通拝借披難有奉存候」(注)「御救夫食」とは、飢饉や災害にあつた窮民を救済するための食料のこと。

② 天保五年の節分も終わった。今年

の米はどうだろう？しかし、天気心配するよりも、種籾がない肥料もない。農民たちは、田植えまでの少しの間、収入になる仕事があれば、何でもやりたい、と思った。しかし、米作の事が心配で、稼ぎにも出られない。

「程無支那時節ニ相成如何様ニモ相稼取続支度奉存候地農業専之時節ニ而外之稼出来兼」

③ 結局、資金の工面が出来なかつた七三人の農民は、同年五月に、藩から百九兩(一軒当たり一、五兩)を借りることにした。利息は三分、返済は年末の二十

日であった。そして、この「願書」に添書きをしてくれるように、村方三役に強く申し入れたのである。

「別紙名前之者共御金百九兩三分利村拝借披為 仰付披下置度奉願上候」

④ これに対して、名主又七、喜十郎外五人の組頭、金兵衛外五名の百姓代の村方三役は、「再三之願立奉悉入村役人一同当惑仕候ニ付此段伺上候」と添え書きを結んでいる。

(三) 本史料のその後

百姓たちがこの願書を出した翌月の五月、村方三役は「奉拝借御金証文之事」として、五十五兩、年末二十日返済期限の借用証文を藩に出している。阿文書の関係は調査中である。

「乍恐以書付奉願上候」山崎家所蔵文書整理番号Cの三一より

# 古文書が語る

## 五井村の事件簿

### (第三回)

#### 「惣兵衛が倅を勘当

した!」

山崎 正夫

(一) はじめに

「勘当」とは?」

今度は乗用車を買うとの理由でカネをせびりに来た放蕩息子にオヤジが怒り、「これで何回目だと思うんだ!お前などは勘当だ!」親子の縁はこれまでだ。このカネを持ってトツと家を出ていけ!」などという台詞がテレビドラマ等でありそうですね。

でも、これはフィクションで、今の民法では「勘当」という行為が認められていないのは、「存知の通りです。

所が、連帯責任を重視した江戸時代では「勘当」が認められていたのです。

一人の人間の不法・違法行為によって、親は勿論、五人組や村全体の連帯責任が厳しく追及された時代ですから、その人間を「勘当」して、他人扱いすることで、家の財産を守り、関係者は自分たちの社会的連帯責任を回避しようとしたのです。

「勘当」には「本勘当」と「内証勘当」があります。

前者は、親の願書と村役人・五人組頭の連印のある願書を併せて代官所や奉行所に提出し、勘当縁に記載して除籍をして貰う正式の勘当で、後者は親・村役人等が当

該者を口答で言い渡すなど私的に懲罰的な勘当です。

この他に、「久離勘当」(キョウリカンドウ)といって、駆け落ちなどで、長期に行方不明の者は「候外者」として扱われましたが江戸時代も後期になると、勘当も久離勘当も同じ意味で使われたようです。

ここに「文政九年戊正月 諸願書向写控帳」(山崎家所蔵文書整理番号C-25)という一冊の綴りがあります。これは、五井村から代官所に提出した願書の控帳ですが、今回は、その中の「乍恐以書付奉願上候」と書かれた二枚の古文書が教えてくれた五井村の勘当事件を紹介します。

(二) 事件の概要

文政十年(千八百二十七年)の正月が明けても、百姓惣兵衛は陰鬱でした。倅惣吉のことで、最後の決断を迫られていたからです。

惣吉はこの正月で三十二才になりますが、「百姓仕事に全く無関心、種もみ管理から、稲刈りまで様々ある農作業を覚えようとしません。それだけではなく、酒が好き

で、夜になると、どこかに出だして、千鳥足で家に帰るのは何時も夜中で、村中でも評判でした。

これまで、父親として、何度も注意したが馬耳東風、最近では、親類や名主の茂兵衛にも意見をしてもらったのですが、その身持ちの悪さを反省するどころか、益々酷くなっていったのです。「惣兵衛ハ勿論親類組合村役人一同度々意見差加候得共一向聞入不申日頃不埒相察)」

惣兵衛は家を守るために倅、惣吉の勘当願を役所に提出することを決意しました。願書に認印を貰う為に、叔父の新兵衛、五人組の家々、そして、組頭の又七、名主の茂平の家を訪ねたのですが、同情してくれる人ばかりで、反対する人はいませんでした。

出来上がった二通の願書を五井の代官所に提出したのは文政十年亥年二月二十七日のことでした。数日して、代官所から勘当を許可する旨の文書が来ました。それを知ってか、知らずか、惣吉はその数日前から家に帰っていません。惣吉の部屋からは身の回りのもの

が無くなっていました。江戸にでも流れていったのでしょうか。

惣兵衛は倅を「無宿者」にした今回の「勘当」の判断が正しかったかどうかを考えたくなかったのですが、思い直し、次のような報告書を代官所に書いて提出しました。三月十三日のことでした。

「…右願(勘当するとう願)引用者書き足し)之通り仰付ければ候に付、今十三日に家内追い出し、村払い仕り候段、乍恐書付以御届奉申上候所仍如件」

(三) 追記

五井でその子孫が特定されないように、勘当事件の当事者の父親と倅は仮名にしてあります。